

資 金 名	長期経営安定資金（経営者保証非提供型）
融資対象	県内に事業所を有し、現に事業を営む法人で、次の①から⑤までのいずれにも該当する者。 ①信用保証協会への保証申込日以前２年間（法人の設立日から２年経過していない場合は、その期間）において決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出している者 ②申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていない者 ③次の両方又はいずれかを満たす者 ア 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過ではない（純資産の額がゼロ以上である）者 イ 申込日の直前２期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字ではない者 ④次のア、イについて継続的に充足することを誓約する書面を提出している者 ア 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出している者 イ 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への貸付金その他の金銭債権（当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。）がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者（代表者に準ずる者を含む。）への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えない者 ⑤信用保証料率の引上げにより 経営者保証を提供しないことを希望している者
資金使途	事業資金（借換資金も含む）
融資限度額	８千万円以内 （ただし、中小企業信用保険法第１２条に規定する経営安定関連保証であって、同法第２条第５項第４号又は第５号の特定中小企業者に係る者については、上記とは別に８千万円以内）
融資利率	融資期間５年以内 １．５０％ 融資期間５年超１０年以内 １．８０％（設備資金は１．６０％）
保証料率	③ア又はイのいずれか一方に該当 ０．８０％～２．３５％ ③ア、イの両方に該当 ０．６０％～２．１５％ （ただし、０．１０％を国が補助する。なお、条件変更に伴い追加して生じる保証料については国の補助の対象外とする。） （ただし、直近２期分の決算書がない者は③ア、イの両方に該当していても ０．８０％～２．３５％とする。）
融資期間	１０年以内（据置期間１年以内）
担 保	不要
保 証 人	不要
受付機関	指定金融機関

必要書類	1 信用保証委託申込書（信用保証委託契約書一式） 2 納税証明書 3 申込が法人の場合は、商業登記簿謄本（発行後1か月以内のもの） 4 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの） 5 許認可を必要とする業種にあっては、その許認可証の写し 6 設備の設置等の設備資金の申込にあっては、見積書及び図面 7 事業歴1年未満の場合は開業から申込までの月別事業実績 8 個人情報の提供に関する同意書 9 決算書、納税申告書等の写し 10 事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書 11 その他必要と認める書類 [NPO法人の場合、決算書、納税申告書等の写しに代えて次の書類] 事業報告書、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録、 年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面の各写し
備 考	法人の設立後最初の決算が未了の者の場合にあっては、融資対象①から③までに掲げる要件を、法人設立後最初の2期分の決算が未了の者にあっては③に掲げる要件をそれぞれ除く。 取扱期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに保証申込を受け付けたものとする。

【融資の流れ】

